

## 特例監理技術者制度について（令和2年10月～）

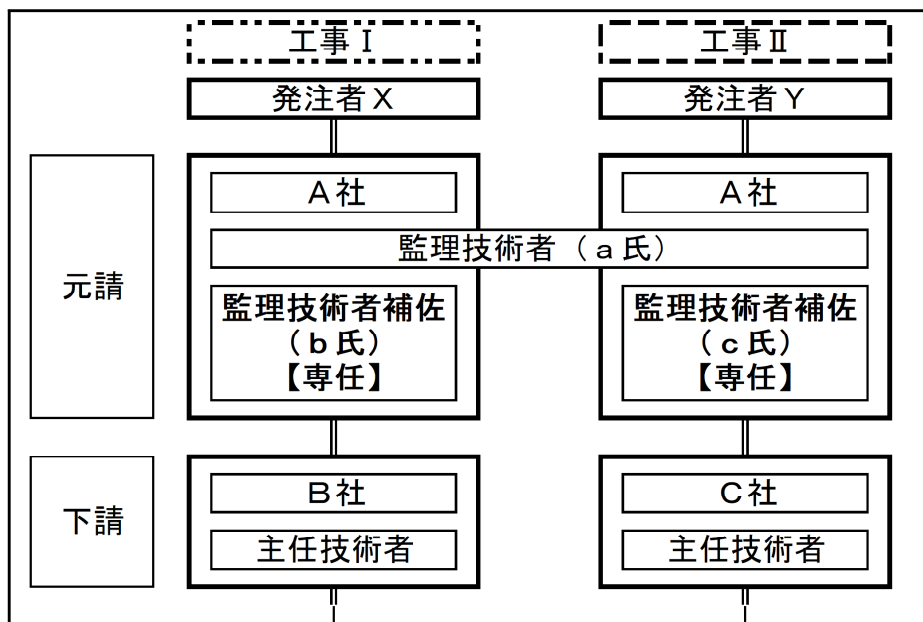
建設業法が令和2年10月に改正され、監理技術者補佐を専任で配置した場合、監理技術者が2件まで工事現場を兼任することができる制度（特例監理技術者制度）が整備された。（建設業法第26条第3項但し書）

### (1) 「監理技術者補佐」とは

⇒ 次の要件を満たすものが監理技術者補佐になり得る。

- ・ 当該工種についての主任技術者になり得る者であり、かつ、技士補の称号を有する者（1級施工管理技士の第一次検定に合格した者）であること
- ・ 当該工種についての監理技術者になり得る者であること

### (2) 特例監理技術者補佐制度のイメージ図



⇒ 兼務できる工事の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会等、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とされている。（監理技術者制度運用マニュアル）

※ 特例監理技術者制度の適用については、発注者によって制限を設けている場合があるため、制度の適用可否については発注者に確認をとる必要がある。